

建設機械の保有状況の加点方法の見直し②

加点対象となる大型ダンプ車の要件の見直し

現行制度

経営する事業の種類として「建設業」の届け出をしているものを評価対象とする。



改正後

従来の「建設業」の届け出をしている車種だけでなく、「営業用」の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものも評価対象とする。

(詳細は国土交通省HPをご覧ください。)